

1 審査付託事件

議案第21号 令和7年度士幌町一般会計予算

議案第22号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

議案第23号 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第24号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計予算

議案第25号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

議案第26号 令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

議案第27号 令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算

議案第28号 令和7年度士幌町下水道事業会計予算

2 出席委員（12名）

中村 貢	森本 真隆	山中 明裕	矢坂 賢哉	牧野 圭司
大西 米明	西山 伸宏	伊藤 健蔵	成田 哲也	曾我 弘美
秋間 紘一	河口 和吉			

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長	高木 康弘	教育長 土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也	

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 讓		
ほか、関係職員			

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長

藤内 和三

係長

長岡 直美

9 会議録

会議の経過

(午後 1時09分)

説明	中 村 委 員 長	昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。 令和7年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。 説明を求めます。町民課長。
	吉 川 町民課長	町民課長、吉川からご説明いたしますので、135ページをお開き願います。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,580万7,000円と定めるものでございます。 歳出からご説明いたしますので、予算書の145ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比98万5,000円増の2,121万2,000円を計上したところで、特定財源につきましては特別調整交付金ほか、記載のとおり見込むものでございます。増額の主な要因は、17節備品購入費、医療系システム機器更新に伴い44万円が増額したことによるもので、そのほかは前年度実績に応じておおむね同額を計上しております。 次に、2目連合会負担金は、前年度同額の101万4,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計からの事務費繰入金を見込むものでございます。 次に、146ページに移りまして、3目中央会負担金は、オンライン資格確認運営負担金を前年度対比1万6,000円増の8万7,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計からの事務費繰入金を見込むものでございます。 次に、2項1目賦課徴収費は、前年度対比21万1,000円増の104万1,000円を計上し、特定財源につきましては事務費繰入金ほか、記載のとおり見込むものでございます。増額の主な要因は、18節、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金が引継ぎ実績により20万3,000円増額したことによるものでございます。 次に、3項1目運営協議会費は、前年度対比13万1,000円減の18万8,000円を計上し、特定財源につきましては事務費繰入金を同額見込むものでございます。減額の主な要因は、8節旅費で運営委員費用弁償の精査により12万6,000円減額したことによるものでございます。 次に、147ページに移りまして、2款1項1目療養諸費から5目移送費までは、前年度同額を記載のとおり計上し、特定財源につきましてはルールに基づき保険給付費等交付金等を記載のとおり見込むもので

ございます。下段の傷病手当金は、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより国の支援制度が終了したため、廃目となってございます。

次に、148ページに移りまして、3款1項1目国民健康保険事業費納付金は、財政運営主体の北海道から示された額となり、前年度対比1,757万3,000円減の3億9,833万1,000円を計上、特定財源につきましては保険者努力支援分など、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込むものでございます。

次に、4款1項1目その他共同事業拠出金は、科目存置となります。以上で説明を終わります。

中 村
委 員 長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますので、148ページをお開き願います。

5款保健事業費は、特定健康診査及び生活習慣病の予防と医療費の抑制を図るためのヘルスアップ事業費です。1項1目特定健康診査等事業費は、前年度対比11万1,000円減の1,571万8,000円を計上、前年度の実績に応じまして、149ページにかけまして各節でおおむね同様の額を計上したところでございます。148ページに戻っていただきまして、特定財源につきましては、道の特別調整交付金分（保健事業分）827万6,000円を見込んでいるところでございます。

2項1目保健事業費は、前年度対比35万8,000円増の193万2,000円を計上、こちらも前年の実績に応じて150ページにかけまして必要な額を計上したところでございます。財源につきましては、一般財源を見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

中 村
委 員 長
吉 川
町民課長

町民課長。

町民課長、吉川より6款1項1目基金積立金についてご説明いたします。

基金積立金は、利率改定により前年度対比2万円増の3万4,000円を計上、特定財源として基金利子を同額見込んだところでございます。

次に、7款1項1目保険税還付金、2目償還金、151ページに2項1目直営診療施設勘定繰出金、8款1項1目予備費は、前年度同額を計上し、特定財源につきましてはそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、141ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税は、令和6年の農業生産状況を踏まえ、先日議案第18号で可決決定いただきました改正内容を適用し、令和6年度の課税状況を勘案し、前年度対比49万7,000円減の3億

質 疑	中 村 委 員 長 大西委員	<p>2,970万2,000円を計上いたしました。</p> <p>次に、142ページ下段に移りまして、5款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比89万3,000円増の6,441万3,000円をそれぞれルールに基づき、記載のとおり見込むものでございます。</p> <p>次に、143ページに移りまして、2項1目準備基金繰入金は、国保税の不足分を補う目的で計上しておりますが、前年度対比1,176万5,000円減の1,360万円を計上してございます。</p> <p>ほかの歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。</p> <p>なお、給与費明細書につきましては、152ページから159ページにかけて掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	中 村 委 員 長 高木町長	<p>説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。7番、大西委員。</p> <p>町長に答えてほしいのだが、147ページの葬祭費なのですが、火葬場の費用なのですが、各町村どうしても町内の人と町外の人と値段が違うのですが、土幌町の火葬場で町民が焼く分には、大した金額でないですから、無料でいいのでないのかなと。3,000円だったか何ぼですよ。そんなの徴収しなければならないのか、町として。ほかの町村どこも無料にはなっているところないのだと思うのです。どうですか、たまに考えてみたら。</p> <p>町長。</p> <p>お答えをしたいと思います。</p> <p>火葬手数料であります。一定の負担をいただくという基本的な考えの下にやっております。その中で町内の方と町外の方で差が生じているということでありまして、これを無料にしたほうがいいのではないかという今お話だったかと思えます。これについては、今後も施設の運営の経費、あるいは今後の動向も踏まえて検討させていただければと考えているところでございます。</p>
	中 村 委 員 長 大西委員	<p>7番、大西委員。</p> <p>いずれにしても、大した金額でないで、あそこの運営費に入れても大した足しにはならないと思うので、最後に町に長く生きていて亡くなる時ぐらいはそんな、3,000円でしたっけ。3,000円ぐらい取らなかつたら町やれないわけでないのですから。町外の方は別です。それは町外の方は、3万円かな、徴収してもいいのだが、町民だけは何か最後の長年土幌町にいて税金払ってきたのですから、3,000円ぐらい取らなくてもいいかなと僕は思っていますので、町長考えてみてください。</p>

説明

中 村 委 員 長	ほかに質疑ありませんか。 (な し)
中 村 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
中 村 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
中 村 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。 説明を求めます。町民課長。
吉 川 町民課長	町民課長、吉川からご説明いたしますので、160ページをお開き願います。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,560万6,000円と定めるものでございます。 歳出からご説明いたしますので、167ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比62万7,000円増の572万5,000円を計上、特定財源につきましては事務費繰入金ほか、記載のとおり見込むものでございます。増額の主な要因は、2節から4節の人件費の増額によるもので、そのほかは前年度実績に応じておおむね同額を計上しております。 次に、2項1目徴収費につきましては、前年度対比8,000円増の21万5,000円を計上し、特定財源につきましては事務費繰入金を同額見込むものでございます。 168ページに移りまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険者の広域連合から示された額となり、前年度対比262万4,000円減の1億1,761万6,000円を計上、特定財源につきましては事務費繰入金ほか、記載のとおり見込むものでございます。 次に、3款1項1目保険料還付金及び2目還付加算金、4款1項1目予備費は、前年度と同額を計上しております。 次に、歳入についてご説明いたしますので、165ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料は、合わせて前年度対比461万6,000円減の8,734万4,000円を見込んだところでございます。 2款1項1目督促手数料は、科目存置となります。 3款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比262万7,000円増の3,825

		<p>万5,000円を見込んでございます。3節後期高齢者医療事業繰入金204万5,000円は、主に収支を補う財源調整のためのものがございます。</p> <p>166ページに移りまして、4款1項1目延滞金、2目過料、2項雑入、3項償還金及び還付加算金、5款1項繰越金は、科目存置となります。</p> <p>ほかの歳入につきましては、歳出の特定財源でご説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>なお、給与明細につきましては、169ページから175ページに掲載してありますので、後ほどご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>令和7年度土幌町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。保健福祉課長。</p>
<p>質 疑</p> <p>中 村 委 員 長</p> <p>説 明</p> <p>佐藤保健 福祉課長</p>		<p>保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますので、176ページをお開き願います。</p> <p>令和7年度土幌町介護保険事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,367万6,000円と定めるものがございます。</p> <p>初めに、歳出からご説明いたしますので、187ページを御覧願います。</p> <p>1款総務費は、介護保険制度の運営に係る事務的経費であります。1項1目一般管理費は、前年度対比44万7,000円減の2,797万3,000円を計上、減額の主な要因は2節給料から4節共済費までの人件費に係るもので、83万8,000円の減額となったことによるものです。一方、17節備品購入費では、国保連との伝送用端末を更新するためパソコンの購入費39万7,000円を計上しております。その他の節につきましては、前年度の実績に応じておおむね同様の額を計上しております。特定財源につきましては、職員給与費繰入金2,740万2,000円ほか、記載のとおり見込んだところでございます。</p> <p>2項1目賦課徴収費は、前年度同額の2万8,000円を計上、特定財源につきましては事務費繰入金などを記載のとおり見込んだところでご</p>

ざいます。

188ページに移りまして、3項1目趣旨普及費は、10節需用費、消耗品費で介護保険制度のしおりを来年度は購入しないため、前年度対比5万円減の4万円を計上、特定財源といたしましては事務費繰入金と同額見込んだところでございます。

続きまして、2款保険給付費は、保険者である土幌町がサービス事業者に支払う費用でございます。また、2款1項及び2項の歳出は、全て18節負担金補助及び交付金となりますので、節の名称読み上げは省略をさせていただきます。

1項1目居宅介護サービス給付費は、ヘルパーやデイサービスなど在宅での生活を支えるサービス事業に対して行う給付費で、前年度同額の1億3,000万円を計上、特定財源につきましては国の現年度分介護給付費負担金2,600万円など、記載のとおり見込んだところでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費は、科目存置です。

3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能施設及びグループホームの利用に対するサービス給付費で、前年度対比550万円減の7,000万円を計上、減額となりました要因は実績の見込みによるものでございます。特定財源につきましては、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費は、科目存置です。

189ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームなど施設利用に対するサービス給付費で、前年度対比6,000万円減の3億2,000万円を計上いたしました。減額の主な要因は、施設利用者の減少によるものです。特定財源につきましては、国の現年度分介護給付費負担金4,800万円のほか、記載のとおり見込んだところでございます。

6目特例施設介護サービス給付費は、科目存置でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費は、給付の見込みにより5万円減の80万円を計上、8目居宅介護住宅改修費は前年度同額の129万円を計上、190ページに移りまして、9目居宅介護サービス計画給付費は給付の見込みから100万円減の2,200万円を計上、6目から9目までの特定財源につきましてはそれぞれルールに基づきまして、記載のとおり計上をいたしました。

2項1目介護予防サービス給付費から、191ページ、さらに192ページまで移りまして、8目特例介護予防サービス計画給付費までは、給付の見込みから前年度と同様の額を計上いたしました。特定財源につきましてもルールに基づきまして、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

193ページに移りまして、3項1目審査支払手数料から、194ページ

に移りまして、5項2目高額医療合算介護予防サービス費までは、給付の見込みから前年度とおおむね同額を計上、特定財源につきましてもルールに基づき、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

195ページに移りまして、6項1目特定入所者介護サービス費は、所得の資産等が一定以下の方の食費、居住費について負担限度額が設けられており、これを超えた費用について施設などに支払われる費用で、利用者の減少見込みから前年度1,700万円減の3,000万円を計上、特定財源につきましてもルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

2目の特例特定入所者介護サービス費は、科目存置でございます。

3目特定入所者介護予防サービス費は、前年度同額を計上、4目特例特定入所者介護予防サービス費は科目存置でございます。特定財源につきましても、ルールに基づき、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

196ページに移りまして、3款地域支援事業費は、被保険者が要介護状態、要支援状態となることを防止するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が主体的にメニューをつくり、実施する事業に要する費用でございます。1項1目介護予防・生活支援サービス費は、前年度対比19万4,000円増の874万5,000円を計上、10節需用費と18節負担金補助及び交付金におおむね前年度と同様の額を計上いたしました。特定財源につきましても、ルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、前年度対比5万6,000円減の5万6,000円を計上、主な減額要因は町外へケアマネジメント計画作成を委託する件数が減少する見込みによるものです。特定財源につきましても、ルールに基づき、記載のとおり見込んだところでございます。

2項1目一般介護予防事業費から、197ページに移りまして、3項1目審査支払手数料までは、給付の見込みから前年度とおおむね同額を計上、特定財源につきましてもルールに基づき、それぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

4項1目総合相談事業費は、前年度対比32万3,000円増の1,626万2,000円を計上、1節報酬から、198ページ、18節負担金補助及び交付金まで前年度と同様の額を計上いたしました。特定財源につきましても、国、道の地域支援事業交付金など、記載のとおり見込んだところでございます。

2目権利擁護事業費から、199ページに移りまして、6目地域ケア会議推進事業費までは、給付の見込みからおおむね前年度と同様の額を

それぞれ計上、特定財源につきましても記載のとおり見込んだところでございます。

200ページに移りまして、4款基金積立金は、介護給付費の急増など不測の事態に備えるための積立金で、1項1目介護給付費準備基金積立金は前年度比1万3,000円増の1万9,000円を計上、特定財源といたしまして介護給付費準備基金利子を同額見込んだところでございます。

5款諸支出金は、保険料還付金や返還金などの費用で、1項1目第1号被保険者保険料還付金から1項3目第1号被保険者還付加算金までは、給付の見込みからおおむね前年並みの額を計上いたしております。

200ページの下段、6款予備費は、予算外の支出、または予算超過の支出など不慮の経費が発生した場合に備えた費用でございまして、1項1目予備費は前年度同額の200万円を計上、特定財源につきましては前年度繰越金を同額見込んだところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、183ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、前年度とおおむね同額の1億4,211万5,000円を見込みました。

186ページ上段に移りまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度比1,303万7,000円減の66万4,000円を見込みました。これは、主に財源調整のためのものでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度同額の200万3,000円を見込みました。こちらも財源調整のためのものでございます。

ほかの歳入につきましては、特定財源でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

給与費の明細につきましては、201ページから208ページにかけて掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

質 疑

中 村
委 員 長
牧野委員

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。6番、牧野委員。

199ページの13節、認知症高齢者保護情報共有システム使用料なのですが、どこシル伝言板のことかなと思います。改めて使用料の中身についてお聞きしたいと思います。

中 村
委 員 長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、佐藤からただいまの牧野委員の質問にお答えいたします。

13節、認知症高齢者保護情報共有システムとは、牧野委員のお見込みのとおり、どこシル伝言板を活用しましたインターネットサービスの名称でございます。このシステムの概要は、土幌町徘徊高齢者等S

<p>中 村 委 員 長 牧野委員</p>	<p>OSネットワーク事業の検索手段の一つとなります。登録していただいている認知症の高齢者の衣服や持ち物にQRコードつきのラベルシールを貼り、行方不明時に発見者がこのラベルをスマホで読み取ると検索されている家族にメールが届くシステムでございまして、この事業は令和5年度に導入いたしました。QRコードつきのラベルシールは、登録いただいた1件につき30枚配付されるもので、予算計上されているシステムの使用料にはさらに30件分のラベル代金が含まれておりますので、登録者に費用負担はございません。</p> <p>以上で回答といたします。</p> <p>6番、牧野委員。</p> <p>このシステムについては、町民の周知として町づくり懇談会とか広報とかでされているのかなと思いますが、町づくり懇談会に参加されていない方や広報の中でもやっぱり見落としている方もいるのかなと思いますので、改めて広報やライン、またはSNSを活用していただき、幅広く町民に知っていただくことが早期発見につながるかなと思いますが、今後の周知についてお伺いしたいと思います。</p>
<p>中 村 委 員 長 佐藤保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、佐藤よりお答えいたします。</p> <p>町民への周知につきましては、牧野委員おっしゃるとおり、導入した令和5年度の春の町づくり懇談会や広報しほろでチラシとして周知したところであります。しかし、その後2年間全く周知を行っていない状況にありますので、今後牧野委員おっしゃるとおり広報や町のライン、SNSなどで周知を徹底して、定期的な周知に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上で回答といたします。</p> <p>6番、牧野委員。</p>
<p>中 村 委 員 長 牧野委員</p>	<p>周知をお願いしたいと思います。</p> <p>このどこシル伝言板ですが、低価格でランニングコストもかからず、早期発見のツールとしては本当に大変期待されているものかなと思いますが、認知症保護には見つけたときのスムーズの対応というものが大事なかなと感じますし、町民を交えた訓練というものが必要だと思っておりますが、保護訓練についてどのようなお考えをお持ちかお伺いします。</p>
<p>中 村 委 員 長 高木町長</p>	<p>町長。</p> <p>どこシル伝言板のことで牧野委員から今ご提案などもいただいたところでありまして、まずその周知については最低やっぱり年1回しっ</p>

かりと広報あるいは役場だより、いろんな媒体を使って実施をしていかなければならないとされているところでありまして、今ご提案のありました試験運用っていいですか、の件なのですが、まさにそのとおりだと思います。担当にちょっと確認をしましたら、試験用のQRのラベルシールもこのシステムの会社から頂いているということですので、職員が徘徊する高齢者の役になって、またその関係している方々に出させていただいて、試験運用といいですか、実際にどのようにメールとかで伝達するのかという確認をするとともに、そのことをまた逆に広報などでも取り上げて実施していくことで、さらに町民の方に理解をいただく、また関係者にもその使い方の周知ができるのかなと思ってございますので、新年度の中でこれは実施するように担当にも指示をしたいとされているところでもあります。

中 村
委 員 長
大西委員

7番、大西委員。

今いろんな方法で周知するという話ですが、やっぱり関係ない人、広報や何か見ても大した関心ない人は見ないのです。ですから、保健センターだとか包括支援センターもそういう痴呆の人をみんな知っているわけですから、そういうところに直接行って家族に話したほうが徹底できるのでないかなと。一般のあんまり関係ない人に何ぼしゃべってもそんなの聞きませんから。本当にそういう痴呆症の家族だとか何かに保健センターの人たちだとか包括支援センターの人たちが、そういう人知っていますから、みんな。だから、そういう人に徹底して広報してもらったほうがいいのでないですか。

中 村
委 員 長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、佐藤より大西委員の質問に対してお答えいたします。関心のある人をある程度絞っていったほうがいいのではないかとこのご質問なのですが、SOSネットワークに登録されている方々につきましては、うちの包括あるいは居宅でケースとしてケアマネついて、それぞれ状況を把握しております。なので、そちらの家族様にしっかり周知できるように現場に指示したいと考えております。

あと、認知症のサポーター養成講座等も要請があればどこへでも伺って行えるように準備いたしておりますので、もしご関心がありましたらぜひともうちの包括支援センターに連絡いただき、そちらも利用していただければと思います。

以上でございます。

中 村
委 員 長
伊藤委員

ほかに質疑ありますか。9番、伊藤委員。

189ページ、施設介護サービス給付金のところで、特老で施設利用者の減少ということで6,000万円減少するという説明だったと思うので

すが、現状何人で、今年何人くらい減少するのか、あるいはその減少する要因は何なのかお聞きしたいと思います。

中 村
委 員 長
佐藤保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、佐藤よりご説明いたします。

伊藤委員のご質問、施設介護サービス給付費が6,000万円減っている原因につきましては、うちの特別養護老人ホームを含めた施設、あと大きな要因としましては老健さんの給付費、こちらが大きいと認識しております。細かい数字や何かは、申し訳ありません、今持ち合わせておりませんので、介護保険係長、山根よりご説明したいと思います。以上でございます。

中 村
委 員 長
山根係長

介護保険係長。

介護保険係長、山根よりご説明申し上げます。

施設介護サービス費につきましては、正確な数字は今持ち合わせておりませんが、第8期計画の途中より介護老人保健施設の利用者が半分以下に減少しております。直近2月の状況では、1月のサービス給付費の状況では、特別養護老人ホームが78人、老人保健施設が12人となっております。

以上でございます。

中 村
委 員 長
大西委員

ほかに質疑ございませんか。7番、大西委員。

数字で言われてもよく分からぬが、我々関心あるのは土幌の特養にどうやったら入れるのかなど。だから、今までは介護度3以上ということで、何年か前までは介護度5ぐらいでないと入れないという話だったのだが、今だと何か3でも入れるようになったということですが、町民も入りたい人もいるのだと思うのですが、我々も現状がどうなのか、数字でなく。それで、多分我々の団塊の世代がいつ頃になったら特養に入るのに介護度5でなかったら駄目だぞって言われるようになるのか、その辺の、あんまり詳しくなくてもいいが、今の実態をどう見ているのか教えてください。

中 村
委 員 長
齋藤特養
施設長

特養ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長、齋藤よりご説明申し上げます。

土幌特養の状況のみで、すみませんが、ご説明させていただきます。特別養護老人ホーム、介護保険法の規定等によりまして要介護度3以上ということになってございます。ただし、要介護度1、2でも特例入所ということで理由等ございましたら入れるというような状況でございます。それで、現在の特養の状況ですが、ほかの特養もそうなの

		<p>ですが、入居者数が少ないような状況でございます。それで、要介護度高い人から、同じ介護度でも例えば家庭の状況等、そういったような点数づけ入所順番決まってくるんですが、現在3の方でも入れます。それで、場合によってその理由の必要な要介護度1、2、そういった方も現在特例入所というような形で入所されている方、今6名ほどですか、特例入所の方もいる、そういったような状況でございます。</p> <p>以上、大西委員のご質問の回答とさせていただきます。</p>
中 村 委 員 長 大西委員		<p>ほかにありませんか。7番、大西委員。</p> <p>介護保険で、それだけ高齢者が減ってきたということで、1号と2号で比率は1%上がるだけで介護保険料が100円以上上がるのですね。それで、どのぐらい今その率、50%の半分の1号と2号の持分、23対27なのか、今。どんななっているの、今年は。</p>
中 村 委 員 長 佐藤保健 福祉課長		<p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、佐藤よりお答えいたします。</p> <p>1号被保険者と2号被保険者の割合なのですが、23対27で変わっておりません。</p>
中 村 委 員 長		<p>以上でございます。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
中 村 委 員 長		<p>(な し)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
中 村 委 員 長		<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
中 村 委 員 長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。</p>
説 明 齋藤特養 施 設 長		<p>説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p> <p>特別養護老人ホーム施設長、齋藤から令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p>
		<p>209ページをお開き願います。第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,302万5,000円と定めるものであります。</p> <p>本年度の予算は、前年度当初と比較しますと額で6,250万円の増額となりました。主な増額の要因は、人件費や資材価格高騰による委託料</p>

や工事請負費の増加、一番大きな要因としましては人件費の増加が挙げられます。

最初に、歳出からご説明を申し上げますので、215ページをお開き願います。1節報酬から4節共済費まで人件費で、その合計額は前年度比5,989万4,000円増の4億8,496万円となりました。216ページをお開き願います。10節需用費では、消耗品におきましては紙おむつなどの値上がりによりまして前年度比140万円増の1,640万円、燃料費は燃料費の節約等取り組みました使用実績に基づきまして前年度比97万円の減額となっております。下から2段目、賄い材料費は、食材費の高騰などから60万円の増額となっております。その他実績によりまして算出しまして、需用費全体では対前年度比68万5,000円増の9,435万円を計上しております。217ページに移りまして、12節委託料では一番上の施設管理委託料、こちらは施設の清掃業務等を行う業務でございますが、こちらは人件費の増額などによりまして前年比141万2,000円増の3,183万3,000円を計上しております。続いて、13節使用料及び賃借料では、上から4段目の介護サービスシステム借り上げ料につきましては、システムの更新などのため前年度比47万8,000円増の113万2,000円を計上いたしました。14節工事請負費は、施設2階ひまわり棟のエアコンを一部更新するため、設備更新工事のため1,226万5,000円を計上いたしました。17節備品購入費は、本年度は大型機械器具の導入予定がないため、前年度比219万5,000円減の148万5,000円を計上いたしました。その他の節につきましては、前年度の実績などを考慮し、おおむね例年どおりの額を計上しております。215ページに戻ってください。特定財源の内訳でございますが、入居者預金管理事務手数料のほか、記載のとおり見込むものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、213ページをお開き願います。ここでは一般財源のみご説明申し上げます。1款1項1目介護給付費収入及び1款2項1目自己負担金収入は、長期入所及び短期入所の施設利用料収入の合計で、合わせて4億560万3,000円を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金、こちらの上段の一般会計繰入金は、収支の均衡を図るため、前年度比1億4,539万円増の2億2,981万円を計上いたしました。

214ページをお開き願います。4款1項1目繰越金及び5款1項1目雑入は、実績に応じ、前年度とほぼ同額をそれぞれ計上したところでございます。

219ページには特別養護老人ホーム入退所検討委員会委員報酬を、220ページから226ページには職員49名及び会計年度職員28名の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

質疑	中 村 委 員 長	説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	中 村 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。 (な し)
	中 村 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	中 村 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。 ここで説明員交代のため暫時休憩します。 2時10分まで休憩といたします。 午後 1時57分 休憩 午後 2時09分 再開
説明	中 村 委 員 長	休憩を解き委員会を再開します。 令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を議題といたします。
	増田病院 事 務 長	説明を求めます。国保病院事務長。 国保病院事務長、増田より令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算をご説明申し上げます。 227ページをお開きください。第2条は、業務の予定量を定めるもので、年間患者数は入院で1万4,235人、1日平均39人、外来は2万2,000人、1日平均90.9人を見込んだところです。(4)の主要な建設改良事業といたしまして、有形固定資産購入費2,400万円を見込み、病院改良事業費においては今年度施設の改修工事は見込んでおりません。 第3条の収益的収入及び支出の予定額、それからページをおめくりいただきまして、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、後ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。 第5条では、企業債の借入限度額を1,370万円に、次のページ、229ページ、第6条では一時借入金の限度額を2億円にそれぞれ定めるものであります。 第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費と交際費につきまして記載のとおり定めるものです。 第8条では、一般会計からの補助金を3億4,000万円と定めるものでございます。

第9条では、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、棚卸資産として薬品などの材料費を合わせた額を8,420万円と定めるものでございます。

それでは、予算説明書により説明させていただきますので、250ページをお開き願います。収益的収支の支出から説明いたします。病院事業費用総額では、対前年度比3,864万円増の10億2,866万円となるものです。

1款1項1目給与費では、対前年度比2,751万1,000円増の6億4,168万8,000円を見込むものです。主な要因は、給料表改定と昇給分による給料ですとか法定福利費の増額、それから昨年当初予算では見込んでおりませんでした小児科医などの報酬を加えたことによるものです。

次に、251ページ、2目材料費ですが、対前年度比142万1,000円の増、8,504万9,000円を見込むもので、主な要因は診療材料、マスクや手袋などの価格上昇分を見込んだものです。

3目経費では、対前年度比780万9,000円増の1億9,239万3,000円を見込むもので、主な要因は、次の252ページになりますが、252ページの13節、下のほうです。委託料で警備や清掃、それから窓口業務、給食調理などに係る人件費の上昇によるものでございます。そのほか1節の旅費交通費では、小児科医師などの交通費を新たに見込み、48万4,000円の増、それから、すみません、ページを戻っておりますが、251ページの一番下、5節の光熱水費で実績を加味し、228万4,000円の減、それから9節の修繕費では改修が終わりましたボイラーですとかエレベーターの修繕費用を不用としたため50万円の減としております。その他の節につきましては、実績を加味し、ほぼ前年並みとなっております。

253ページに移りまして、4目減価償却費は、対前年度比353万8,000円増の9,211万9,000円を計上、5目資産減耗費は対前年度比58万1,000円減の328万9,000円を計上したところであります。

6目研究研修費は、対前年度比13万7,000円減の326万円で、研修参加見込みによる旅費の減でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債の支払利息の減によりまして対前年度比90万7,000円減の711万4,000円を計上しました。

続きまして、収益的収支の収入についてご説明いたしますので、248ページをお開き願います。病院事業収益につきましては、対前年度比3,622万2,000円増の9億3,695万円を見込んだところです。

1款1項1目入院収益では、1日当たり39人の入院を見込み、対前年度比2,117万円増の2億8,470万円、2目外来収益では1日当たり90.9人の受診を見込みまして、対前年度比1,877万8,000円増の2億3,622万3,000円を計上しました。

3目訪問看護収益では、年間24人の患者を見込みまして、対前年度比64万8,000円減の43万2,000円を計上、それから4目その他医業収益では対前年度比257万5,000円減の5,154万3,000円を見込み、主な要因としましては公衆衛生活動収益でコロナワクチンなどの実績を加味して計上したことによるものです。

続きまして、249ページ、2項医業外収益では、2目他会計負担金で前年同額の3億4,000万円を計上しました。このうち、不採算地区病院の運営に要する負担金として2億6,466万円を見込んだところです。

続きまして、資本的収支について説明いたします。254ページをお開き願います。まず、下段の支出でございますが、1款1項建設改良費では対前年比1,028万4,000円減の2,400万円を計上、1目有形固定資産購入費で透析治療で重要となる水を作成する装置ですとか、透析装置1台の更新など2,400万円を計上しております。

2目病院改良事業費では、自動ドアの取替え工事終了しまして、予定している工事が無いことからゼロとしたところでございます。

2項1目企業債償還金につきましては、対前年度比461万6,000円増の1億486万1,000円を計上するものです。

続きまして、上段の収入でございますが、1款1項1目一般会計出資金で対前年度比585万1,000円増の8,766万5,000円を見込み、1節企業債元金償還金出資金では369万3,000円増の8,389万円、2節医療機器購入事業出資金では215万8,000円増の377万5,000円を見込んだところであります。

2項1目国保会計繰入金は、透析装置更新の直営施設の整備補助金として275万円を計上、3項企業債につきましては機器、備品購入の財源として見込むもので、1,370万円を計上したところであります。

予算に伴う予定のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記表、予定損益計算書につきましては、233ページから247ページにかけて記載をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

質 疑

中 村
委 員 長
大西委員

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。7番、大西委員。

ようやく来年度から医師体制が3人になるということですが、今日あたり総師長や何かが出てくれないと、院長もいないから、事務の話だけでは病院経営ってみんな納得してもらえないのだろうなと思うのですが、なぜ総師長は出てこないのですか。

中 村
委 員 長
亀 野
副 町 長

副町長。

それでは、私から、来週監査等の関係がありまして、今回は私のほうで欠席をしていいということで判断させていただきましたので、次

回からは病院とも相談をさせていただきながら、出席するメンバーについて検討させていただきます。

以上でございます。

中 村
委 員 長
大西委員

7番、大西委員。

毎回病院のときに話をしているのは、外来患者が何人とか、ここで書いているが、実際にはここまでいきなりあれないのですが、3か月の薬品を出すことによって3か月に1遍しか患者来ないのです。多分民間の十勝管内の病院で3か月薬出すところはまずないと思うのです。だから、3か月に1遍しか来なかったら医者楽ですよ。1か月分ずつ出していくと、毎月来てくれることによって収入増えるだろうし、患者も年間何ぼって、だって年間4回しか来ないでしょう、3か月に1遍なら。そして、一番は、血圧高いからいいわって行って3か月に1遍でも済んでいる人もいるかもしれないが、うちの病院ってどっちかといえば高齢者が多いのです。高齢者が多いということは、やっぱり毎月行って医者にも、聴診器も当てない先生もいるというから、その辺はちゃんとしてもらわぬと困るが、やはり診てもらうことによってその患者の1か月たってどうなったかというの分かるでしょう。それを3か月まで延ばすと、その3か月の間に体調変わっても分からないというのが通常ですよ。ですから、ぜひ3か月に1遍でなくて、1か月ずつ患者の体を診ていってもらわないと、何のためにうちの病院があるのか。医者の給料払うために置いてあるわけじゃないですから。今まで2人だったから申し訳ないが、今度3人になるのだったらその辺もきちっとやってもらわないと。どうですか。町長が言うよりしようがないな。事務長言ったって医者にうるさいと言われたら困ってしまうから。

中 村
委 員 長
高木町長

町長。

大西委員ご指摘のとおり、現在2名体制という中で2名の医師でできる限りのことをしてきているつもりではあるのですが、どうしても処方部分の部分が1か月ではなくて、2か月、3か月という現状もあるかと思えます。ただ、その中でそれぞれの患者あるいは家族の意向も伺いながら判断をしているのかなと思っていますところでございますが、4月からはご存じとおりの医師3名体制にしっかりなりますし、午後からの診療というものも再開をしながら、薬の処方についても1か月ということの基本をしながらやっていただくよう新たに着任する藤原医師とも私もしっかりと話をしながら、そういった形で進めていくように努めてまいりたいと考えております。

中 村
委 員 長

7番、大西委員。

大西委員	<p>それと、医者もいないし、総師長もいないから聞きようもないのだが、今在宅で亡くなりたいたいという人が結構増えてきています。テレビのドラマか何かでもそんなのもやっていますから。だから、特老に入る人も少なくなったのかもしれないし、そういう可能性としてはあるので、在宅医療をこれからどうやってやっていくのか。家族でも両親が自宅で息を引き取りたいと言ったら、一生懸命やらなければならないのですが、病院がそれを協力してくれないと家庭ではなかなか無理だと思うのです。ですから、そういうことの要望も聞いてもらえるのか、これからどんどん。</p>
<p>中 村 委 員 長 増田病院 事 務 長</p>	<p>国保病院事務長。</p> <p>国保病院事務長、増田よりご説明をいたします。</p> <p>現在もご家庭で最期をお迎えしたいという方に対しましては、総師長のほうで地域連携室というところで担当しておりますので、そこですとか福祉課も入った中でいろいろ協議をさせて、対応しているというところで、訪問診療も含めて医師体制が充実できればその部分も行えるかなと思っておりますし、現在も何か急変時はすぐ救急車で当院に運ぶような流れで消防隊とも話をしているという方もいらっしゃいますので、相談には随時対応していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>中 村 委 員 長 大西委員</p>	<p>7番、大西委員。</p> <p>在宅でという人は、アンケート取ると8%ぐらいって前は言っていたのですが、今は何%ぐらいになるのか分かりませんが、やはりそういうのは患者でも家族でも聞き取って、在宅でという人がいたらなるべくそれに沿ったような看護ができるような体制を取ってほしいと思うのです。町長、どうですか。</p>
<p>中 村 委 員 長 高木町長</p>	<p>町長。</p> <p>在宅でみとりという要望もかなりあると認識をしているところであります。現在訪問看護、それから訪問診療にも対応してっておりますので、やはりそれを充実させるには医師体制というものもしっかり取らなければならないと。ですから、4月から3名体制にはなりますが、やはり理想としましては4名の医師を常勤医確保しながら、そういったニーズにもしっかり対応しながら、町民に信頼される病院づくりに努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>中 村 委 員 長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
中 村	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p>

	委員長	(な し)
説明	中 村 委員長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。</p> <p>令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。建設課長。</p>
	上 山 建設課長	<p>建設課長、上山より令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、255ページをお開き願います。第2条では、業務の予定量を定めるもので、給水戸数が3,060戸、年間総給水量が169万4,000m³、1日平均給水量は4,641m³を見込み、主要な建設改良事業といたしまして配水管更新工事に1,950万円、配水管移設工事に150万円を見込んだところでございます。</p> <p>3条及び4条につきましては、後ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。</p> <p>256ページをお開きください。第5条では、一時借入金の限度額を記載のとおり定めるものでございます。</p> <p>第6条では、経費の流用ができる場合を記載のとおり定めるものでございます。</p> <p>第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費の金額を記載のとおり定めているところでございます。</p> <p>第8条では、一般会計から簡易水道事業会計が補助を受ける金額を記載のとおり定めるものでございます。</p> <p>それでは、予算説明書により説明をさせていただきますので、271ページをお開き願います。収益的収支の支出から説明させていただきます。本年度簡易水道事業費用総額では、対前年度4,876万7,000円減の3億1,124万3,000円となるものです。</p> <p>1項営業費用では、維持管理業務に関わる費用や職員の給与及び減価償却費を計上しております。1目原水及び浄水費では、浄水施設及び消毒設備に関わる費用並びに水質検査の費用を計上しており、対前年度3,109万2,000円の減の4,137万5,000円を見込んでおります。主な減額要因しましては、16節修繕料で対前年度3,150万円の減額の850万円の計上によるものでございます。その他の節については、おおむね例年並みとなっております。</p>

2目配水及び給水費では、配水池、配水管に関わる設備の維持に要する費用を計上し、対前年度26万3,000円増の320万9,000円を見込んでございます。主な要因としましては、漏水調査費の増額計上によるものでございます。

3目総係費では、事業活動全般に関連する通常業務の大部分の費用を計上しております。対前年度1,047万9,000円減の5,197万5,000円を見込んでおります。主な減額の要因といたしましては、272ページ、13節委託料で昨年度計上の経営戦略策定業務委託業務の完了に伴い、委託料全体で対前年度939万8,000円の減の1,056万7,000円となり、また273ページの28節工事請負費では水道メーター取替え工事で令和7年度実施分の取替え個数の減により、工事費全体で対前年度173万8,000円減の1,055万3,000円の計上によるものでございます。その他の節については、おおむね例年並みとなっております。

4目減価償却費については、対前年度50万8,000円増の2億127万円の計上となりました。

次に、273ページ最下段、2項の営業外費用でございますが、こちらは主たる営業活動以外の原因によって経常的に発生する費用を計上しております。274ページに移りまして、1目、企業債利息では企業の利子償還費で対前年度48万6,000円減の731万4,000円、2目消費税及び地方消費税を昨年同額の600万円を見込んでいるものでございます。

3項1目その他特別損失については、主に企業会計移行の初年度のみでの計上のものを主とする費目でございましたので、令和7年度計上額はゼロ円となり、対前年度比748万1,000円の皆減となります。

4項1目予備費については、昨年同様10万円を計上しております。

以上、簡易水道事業、収益的支出合計で3億1,124万3,000円を予定するものでございます。

引き続き、収益的収入についてご説明いたしますので、270ページをお開きください。簡易水道事業収益につきましては、対前年度200万6,000円減の3億4,284万4,000円を見込んでおります。

1目給水収益では、水道使用料収入を昨年同額の1億9,000万円を見込み、2目その他営業収益では各種手数料、負担金、雑収益合わせまして対前年度128万2,000円減の56万7,000円を見込むものでございます。

次に、2項営業外収益は、対前年度72万4,000円減の1億5,227万7,000円を見込み、1目1節他会計補助金では一般会計から施設費、起債償還に関わる元金及び利子分を繰り入れ、節合計で対前年度144万5,000円減の1,302万6,000円を計上しております。

2目長期前受金戻入については、1億3,925万円を計上となりました。

4目雑収益では、その他雑収益で1,000円を計上しております。

収益収入合計で3億4,284万4,000円を見込んだものでございます。
続きまして、資本的収支について説明いたします。最初に、支出について説明いたします。276ページをお開きください。本年度資本的支出合計額は、対前年度3,200万3,000円増の1億4,893万5,000円となりました。

1款1項1目建設改良費では、対前年度3,989万5,000円増の8,924万7,000円を予定するもので、主な増額要因は昨年度予算計上では下段、3項固定資産購入費で計上しておりました水道メーター器購入費を項目見直し変更し、8節備用品費にて計上することにより778万7,000円の皆増及び16節修繕料では監視制御装置通信設備の更新改修に伴い、本年度4,924万2,000円の皆増によるものでございます。28節工事請負費は、対前年度比1,800万円の減の2,100万円を予定するもので、主な要因としては道営事業による水道移設工事費及び水道管布設工事費の減により、対前年度で1,800万円減の2,100万円を計上するものでございます。

2項1目企業債元金償還金につきましては、簡易水道事業起債償還元金に5,446万円、公営企業適用債償還元金に512万8,000円、合わせて5,958万8,000円を計上し、対前年度148万2,000円の増額計上となりました。

3項固定資産購入費では、事業用地購入費用として本年度は10万円を計上してございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。275ページをお開き願います。本年度の資本的収入総額は、対前年度1,454万5,000円減の5,531万4,000円を見込んでございます。

1款1項1目他会計補助金では、簡易水道事業償還元金分として対前年度19万1,000円増の2,722万9,000円を一般会計から繰入れ計上し、2項1目他会計出資金では一般会計より2,658万5,000円を出資金として繰り入れ、3項負担金等では水道管移設工事に伴う工事負担金として150万円を計上するものでございます。

なお、260ページから269ページにかけ、予算に伴う予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、それらの注記表、予定損益計算書につきまして記載をしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

質疑

中 村
委 員 長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
委 員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(な し)

説明

中 村 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。 <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
中 村 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。 令和7年度土幌町下水道事業会計予算を議題といたします。 説明を求めます。建設課長。
上 山 建 設 課 長	建設課長、上山より令和7年度土幌町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。 277ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量を定めるもので、各予定量について接続人口については土幌市街部の公共下水道事業区域及び中土幌市街部の農業集落排水事業区域合わせまして3,540人、年間処理量といたしましては両事業合わせまして35万8,000m ³ 、1日平均処理量は両事業合わせまして981m ³ を見込んだところでございます。 続きまして、第3条及び第4条につきましては、後ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。 278ページをお開きください。第5条では、一時借入金の限度額を記載のとおり定めるものでございます。 第6条においては、経費の流用ができる場合を記載のとおり定めるものでございます。 第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費の金額を記載のとおり定めるものでございます。 第8条では、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額を記載のとおり定めるものでございます。 それでは、予算説明書により説明をさせていただきたいと思っておりますので、294ページをお開き願います。収益的収支の支出からご説明させていただきます。本年度下水道事業費用の総額は、対前年度7万円減の2億5,271万7,000円となるものです。 1項営業費用では、維持管理費に関わる費用や職員の給与、減価償却費を計上してございます。1目管渠費では、下水道管渠などの維持管理に要する費用として、対前年度290万円減の1,703万9,000円の計上となりました。主な減額要因は、13節委託料で社会資本整備事業により実施しております管路ストックマネジメント調査設計委託料で、対前年度300万円減の1,300万円を計上するものでございます。 2目処理場費では、土幌終末処理場の維持管理に要する費用として、対前年度778万3,000円増の5,183万4,000円の計上となりました。主な増額の要因といたしましては、13節委託料で特定環境保全下水道事業計画見直しに伴う委託費を調査設計委託料として、最下段の部分です、

800万円新たに計上したことによるものでございます。他の節については、おおむね例年並みとなっております。

295ページに移りまして、3目浄化槽費は中土幌地区の農業集落排水施設全般の維持管理費用として、対前年度690万9,000円増の1,852万4,000円の計上となりました。主な増額要因といたしましては、13節委託料で中土幌地区集落排水処理施設更新事業実施に向けての事業計画策定に伴い、調査設計委託料を新たに700万円計上したことによるものでございます。他の節については、おおむね例年並みの計上となっております。

4目業務費では、土幌終末処理場の機器類の定期的オーバーホールや部品交換、管路施設の修繕費として前年度同額の500万円を計上しております。

5目総係費では、下水道事業全般に要する費用として対前年度392万8,000円減の666万7,000円の計上となりました。主な減額の要因といたしましては、296ページに移りまして、13節委託料において昨年度計上しておりました下水道経営戦略策定業務完了に伴い、対前年度485万1,000円の減の1万7,000円で、健康診断委託料のみの計上となったことによるものでございます。他の節については、おおむね例年並みの計上となっております。

6目減価償却費は、対前年度302万1,000円減の1億4,884万1,000円の計上となりました。

2項営業外費用は、主たる営業活動以外の原因によって経常的に発生する経費を計上しております。対前年度124万8,000円減の471万2,000円を予定しております。減額要因といたしまして、1目1節の企業債利息及び2目1節消費税及び地方消費税予定額がそれぞれ減額になったことによるものでございます。

3項1目その他特別損失については、主に企業会計移行初年度のみの計上のものを主とする費目でございます。令和7年度計上額としてはゼロ円となり、対前年度比366万5,000円の皆減となりました。

4項1目予備費については、昨年度同様10万円を計上してございます。

以上、収益的支出合計で2億5,271万7,000円を予定するものでございます。

続きまして、収益的収入についてご説明いたしますので、293ページをお開きください。下水道事業収益につきましては、対前年度556万6,000円増の2億3,593万5,000円を見込んでございます。

1款1項1目下水道使用料では、土幌市街の下水使用料及び中土幌集落排水施設の使用料、合わせまして5,537万8,000円を見込み、2目その他営業収益では雑収益で1,000円、5目他会計負担金では雨水処理費一般会計負担金として534万1,000円を予定してございます。

次に、2項営業外収益は、対前年度556万8,000円増の1億7,521万5,000円を見込み、1目1節他会計補助金では一般会計からの繰入れ補助金として対前年度比130万3,000円増の7,962万6,000円を計上したものでございます。

2目の長期前受金戻入は、対前年度173万5,000円減の8,158万8,000円を計上し、4目雑収益ではその他収益で1,000円を計上、5目国庫補助金では土幌市街管路ストックマネジメント調査実施に伴う社会資本整備総合交付金1,050万円、新たに中土幌地区集落排水設備更新実施事業に向けての事業計画策定委託料費に対する農村整備事業補助金350万円を新たに見込むことにより、対前年度600万円増の1,400万円の計上となりました。

以上、収益的収入合計で2億3,593万5,000円を見込んだものでございます。

引き続き、資本的収支についてご説明いたします。297ページをお開き願います。最初に、支出についてご説明いたしますので、下段の支出の欄を御覧ください。本年度資本的支出合計額は、対前年度338万円増の5,500万1,000円となりました。

1款1項1目建設改良費では、対前年度比190万3,000円増の807万8,000円を予定するもので、主な増額要因は16節修繕費において中土幌処理場内の照明設備劣化に伴うLED照明の更新により190万3,000円を新たに計上することによるものでございます。28節工事請負費では、下水道施設工事費では土幌市街部での公共ますの新設及び更新等に伴う工事費に367万5,000円、集落排水工事では町道改良工事に伴う管路工事及び公共ますの新設工事費として250万円、合計617万5,000円を計上し、2項1目企業債元金償還金では下水道事業債償還に4,333万3,000円、公営企業適用債の償還に359万円、合わせまして対前年度147万7,000円増の4,692万3,000円を計上するものでございます。

次に、資本的収入について説明いたしますので、引き続き297ページ上段の収入の欄を御覧ください。今年度資本的収入総額は、前年度100万円減の450万円を見込んでございます。

3項1目他会計出資金では、一般会計より300万円の出資を受け、5項1目工事負担金では道路改良工事に伴う下水道施設移設工事負担金として150万円を予定するものでございます。

なお、282ページから292ページにかけまして、予算に伴う予定キャッシュフロー計算書、給与明細書、予定貸借対照表、それらの注記表、予定損益計算書につきまして記載してございますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

質 疑

中 村
委 員 長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村 質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。
委 員 長

(な し)

中 村 討論なしと認め、これから採決します。
委 員 長 本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議あり
ませんか。

(異 議 な し)

中 村 異議なしと認めます。
委 員 長 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
ここで管理職全員が着席するため暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 2時55分 再開

中 村 休憩を解き委員会を再開します。
委 員 長 本会議から付託された議案第21号から議案第28号までの各会計予算
審査を終了しました。審査の結果は、付託を受けた8会計とも可決す
べきものと決定しました。

審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の協力に感謝を
申し上げます。

予算審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時55分)